

# 令和2年国勢調査



2020 World Population and Housing  
Census Programme

SUSTAINABLE DEVELOPMENT **GOALS**



令和2年8月

総務省統計局国勢統計課

日本に住む全世帯参加の  
国勢調査はじまります。

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を、  
2020年(令和2年)10月1日現在で実施します。  
「日本に住む人や世帯」について知ることで、  
生活環境の改善や防災計画など、わたしたちの生活に  
欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査です。  
みんなで参加して、みんなで日本の未来をつくっていく。  
100年目の「#みんなの国勢調査」。  
9月14日からインターネット回答がはじまります。



Let's Join!!

#みんなの国勢調査



インターネット回答期間

9/14 月 → 10/7 水

10月1日(日) - 10月7日(水)

10分以内の回答期間

100%の回答率

かんたん便利なインターネット回答

国勢調査2020

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT **GOALS**

国勢調査の結果は、国や自治体の統計データと  
結び、生活や経済の発展を支えます。  
国勢調査の結果は、国や自治体の統計データと  
結び、生活や経済の発展を支えます。

⚠ 国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。

国勢調査のマーク

# 国勢調査の基本的役割

国勢調査：5年に一度日本に住む全ての人を対象に行う我が国最大・唯一の国民全数調査  
公的統計の中でも最も中核的な基幹統計調査で国民共有の情報基盤を形成

## 法定人口（各種法令に基づく利用）

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法
- 地方自治法
- 地方交付税法
- 政党助成法
- 公職選挙法

のほか、都市計画法施行令、農村地域工業等導入促進法施行令、災害対策基本法施行令、交通安全対策特別交付金等に関する政令、低開発地域工業開発促進法施行令、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令、地方揮発油譲与税法施行規則など多数の法律で基準人口として利用

## 国・地方自治体の施策の基礎資料

- 少子・高齢化対策、医療・福祉
  - 産業振興、雇用対策
  - 防災政策、災害復興計画、被害予測
  - 国土開発、都市計画
- など各府省、都道府県、市町村における各種の政策・行政施策の基礎資料として幅広く活用

国家運営

## 大学・シンクタンク等の研究分析

- 人口学、社会学、経済学等での利用
  - 社会経済の現状分析
  - 災害被害等のシミュレーション
- など多数の学術研究、分析などで利用

社会経済

## 経営分析・予測

- 製品・サービスの需要予測
  - 店舗・工場の立地計画
  - エリアマーケティング
- など各種業界の経営戦略、市場分析等に幅広く活用

情報基盤  
(国民共有)



## 標本統計調査の母集団情報

- 労働力調査
  - 住宅・土地統計調査
  - 全国家計構造調査
- など政府が行う標本統計調査の抽出フレームとして利用

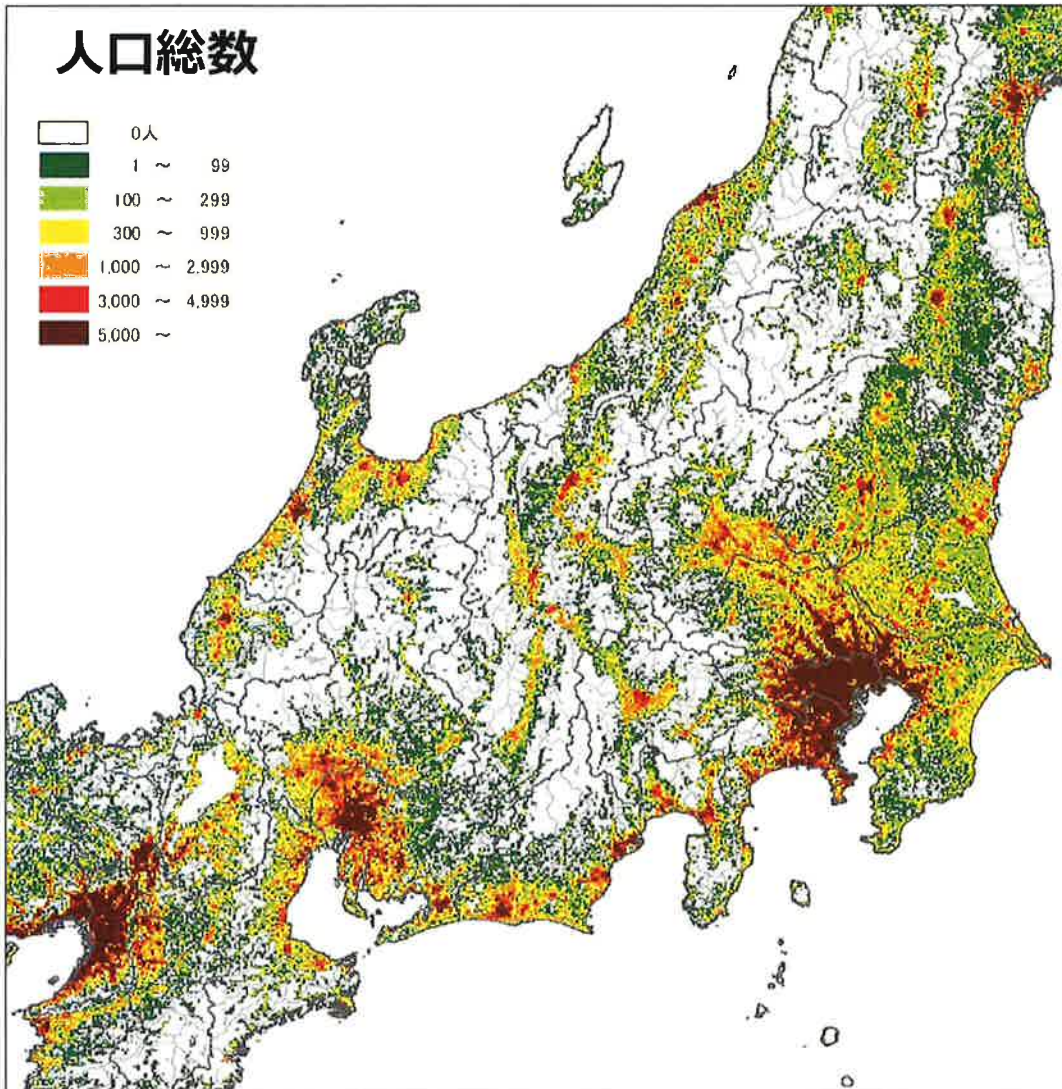
公的統計

## 推計用基準人口

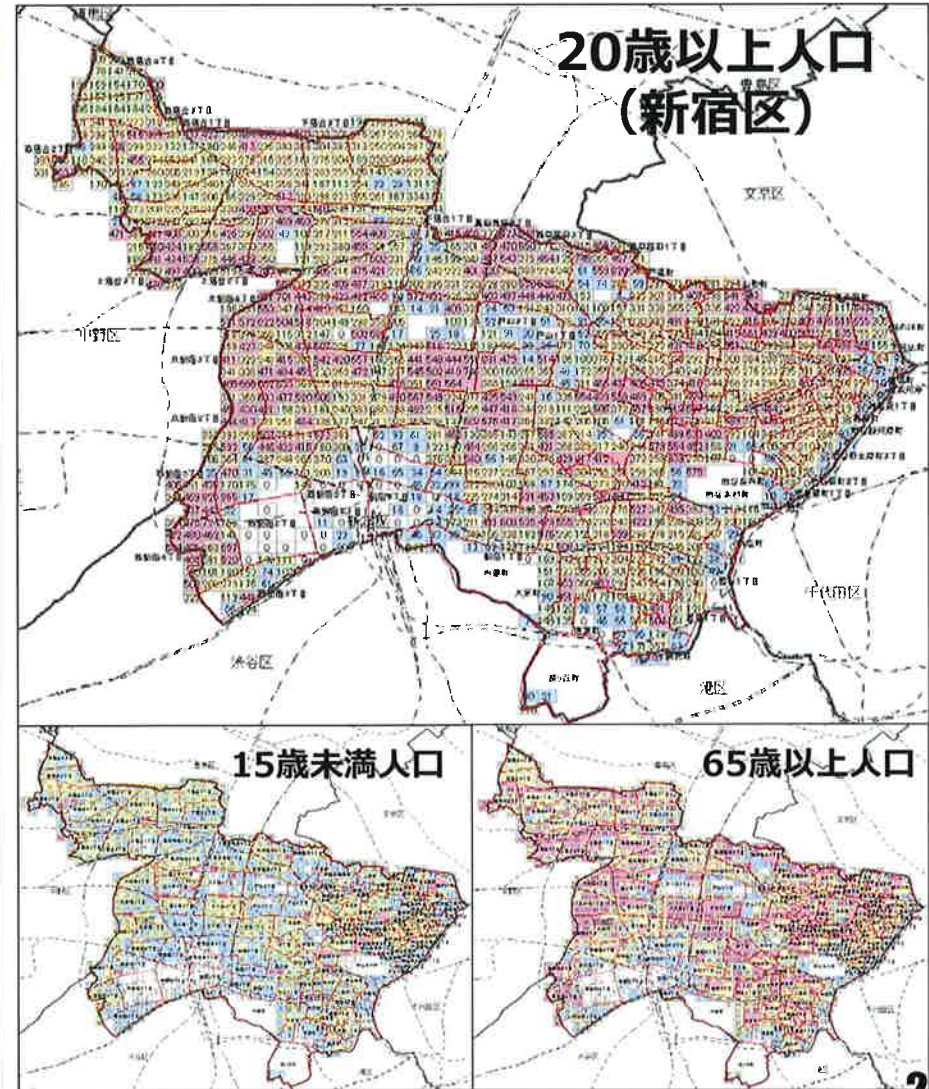
- 国民経済計算
  - 推計人口、将来人口推計
  - 完全生命表
- など各種の統計作成を行うための基準人口として利用

# 国勢調査の活用例

全数調査である国勢調査からは各種属性別の地理的人口分布が把握でき、都市計画、避難所の設置や食料備蓄等の防災計画のほか、公共施設、店舗・工場の立地計画などで幅広く活用される。



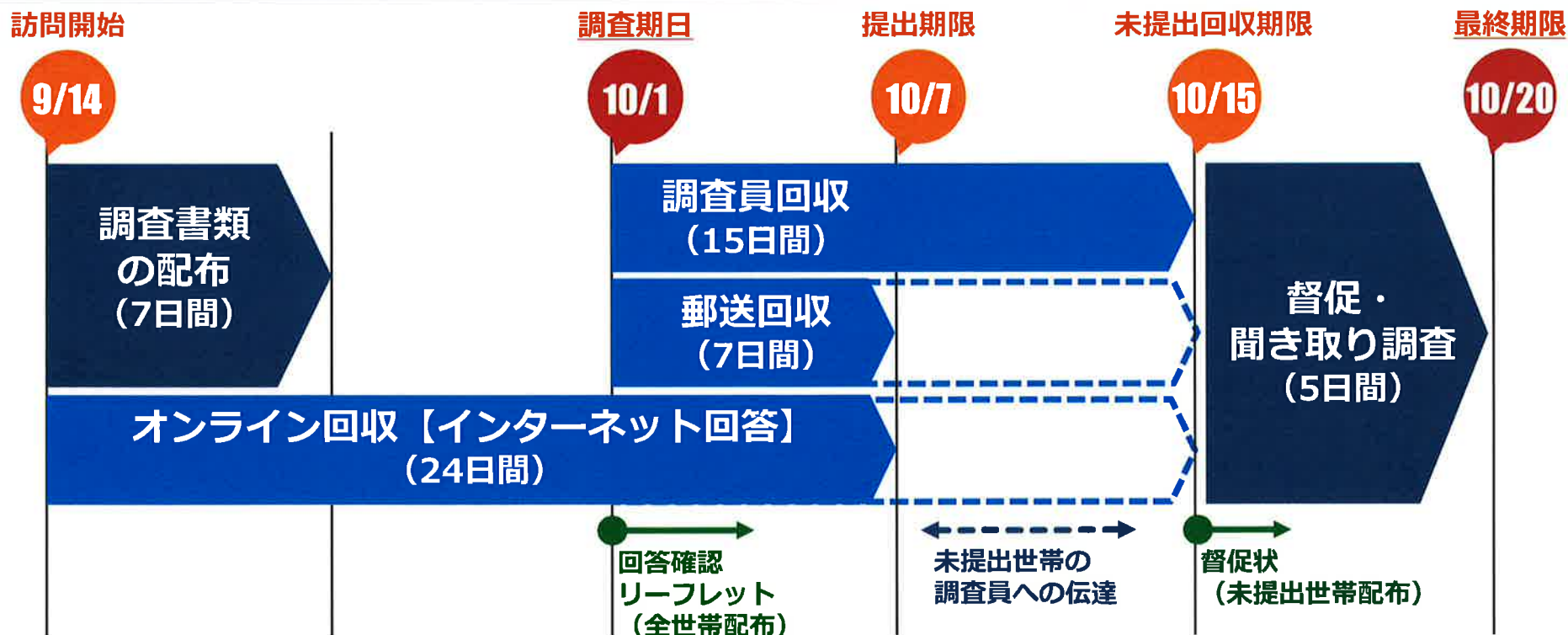
出典)平成27年国勢調査基礎地図データ集 統計



出典)平成27年国勢調査基礎地図データ集 統計 (統計情報公開関係ページ)

# 令和2年国勢調査の概要

|       |  |
|-------|--|
| 調査期日  | 令和2年（2020年）10月1日（木）午前零時現在  |
| 調査対象  | 令和2年（2020年）10月1日現在、我が国に常住するすべての人（回答義務有り）<br>外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く                                 |
| 調査項目  | <世帯員に関する事項> 男女の別、出生の年月、就業状態 など<br><世帯に関する事項> 世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など <span style="float: right;">※計19項目<br/>(設問16問)</span> |
| 調査の流れ |  |
| 調査の方法 | 調査員が全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布<br>調査票の回収は オンライン（インターネット回答）、郵送、調査員   |

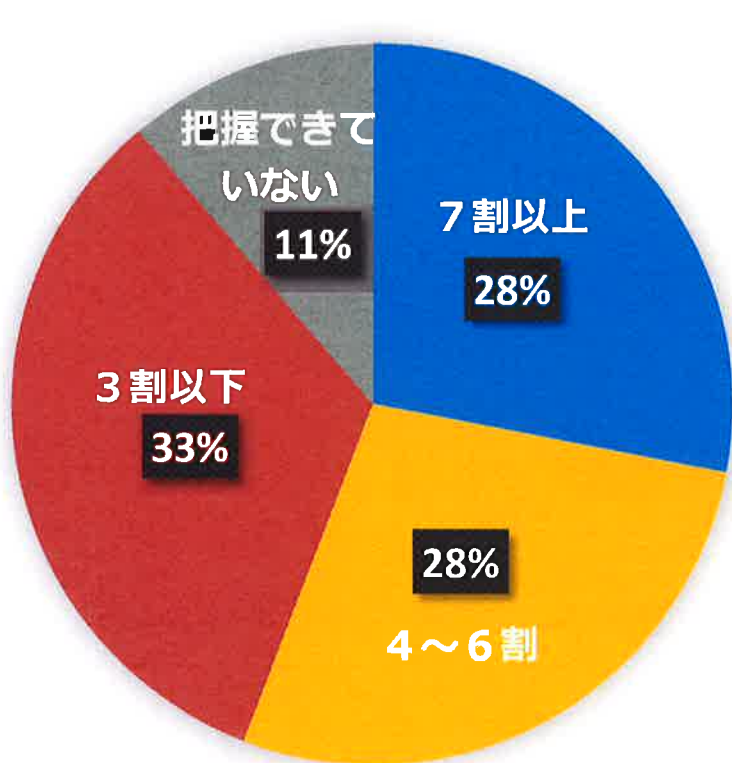


# 新型コロナウイルス感染症の影響

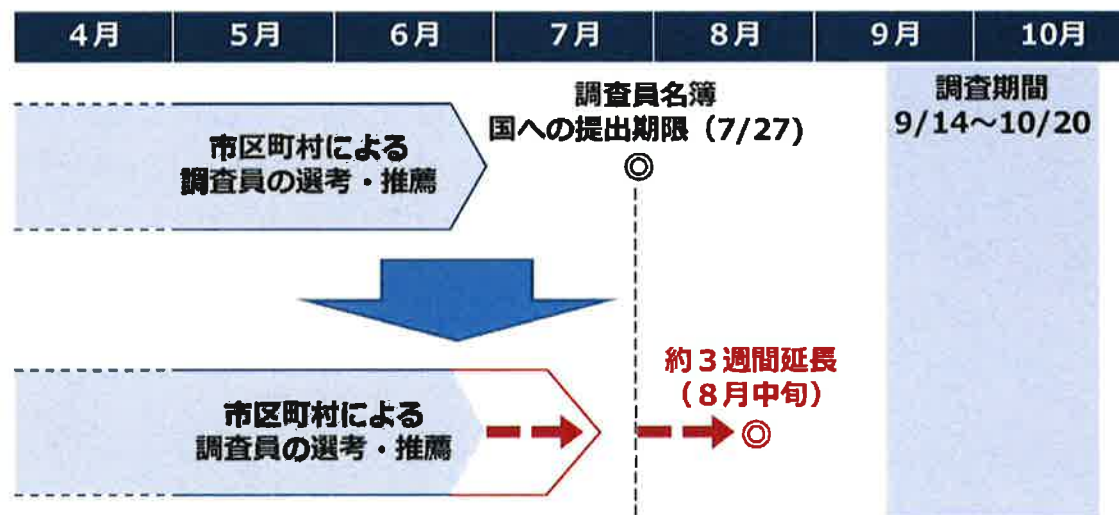
今般の新型コロナウイルス感染症は、国勢調査についても多くの市区町村において影響を受け、特に調査員の募集活動が停滞・低迷

※新型コロナウイルス感染症の国内流行及び緊急事態宣言の発出により、全国で外出自粛が要請され、調査員募集の主たる依頼先である自治会・町内会では、住民を集めた会合開催などによる募集活動が行えない事態が全国各地で発生

## 調査員確保状況（6月下旬現在）



自治会・町内会などの調査員募集活動により多くの時間を確保するため、都道府県から国への調査員名簿の提出期限を約3週間延期



# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた見直し

## ■ 調査書類の配布期間の延長

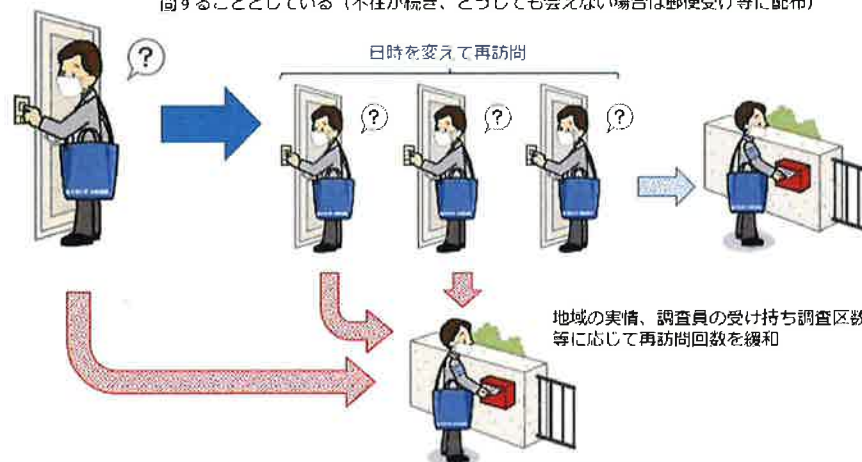
9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間に拡大



## ■ 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

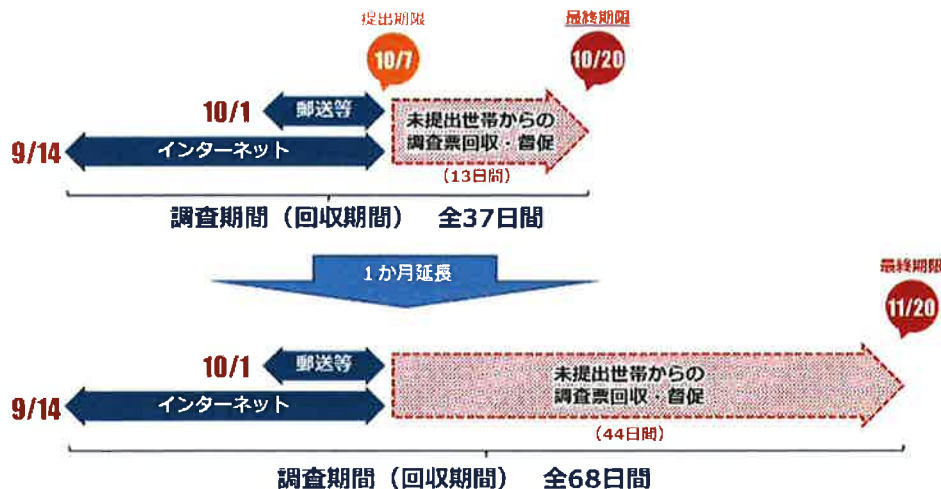
世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和

調査書類の配布に当たり、不在の世帯があった場合は、日時を変え、少なくとも3回は訪問することとしている（不在が続き、どうしても会えない場合は郵便受け等に配布）



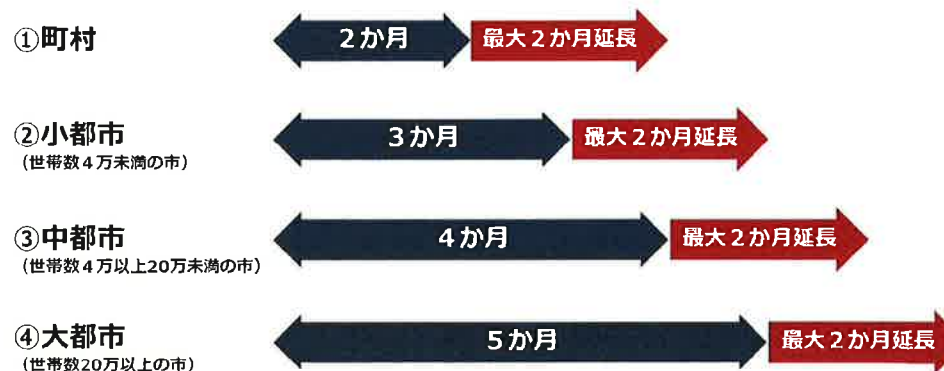
## ■ 調査期間（調査票の回収期間）の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長

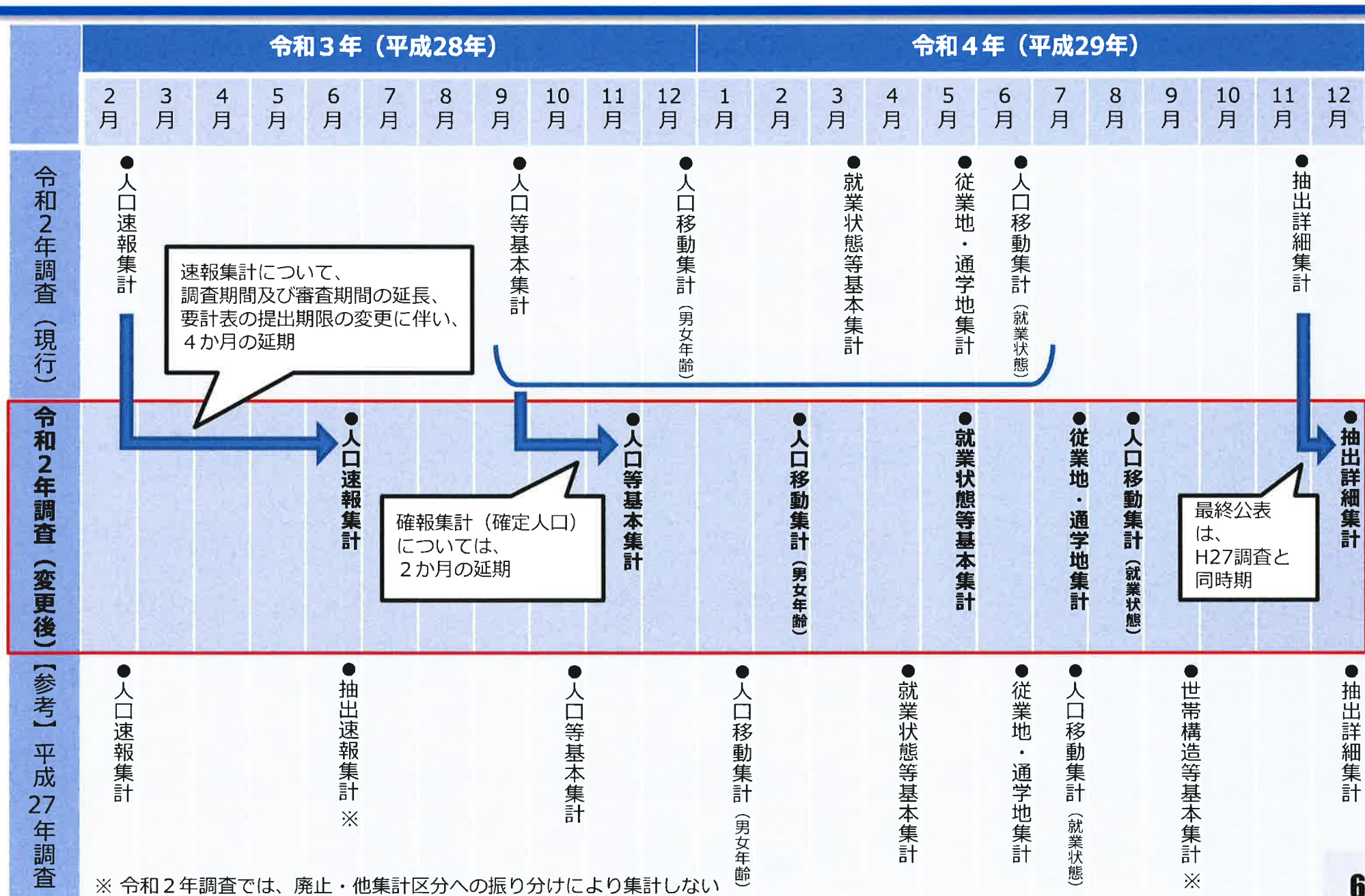


## ■ 審査期間の延長

世帯が回答した調査票は、調査期間終了後、市区町村において審査を行うが、統計の品質維持及び市区町村の事務負担軽減を図るため、審査期間を最大2か月延長



# 公表スケジュール (変更)



# 非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大を防止するため、都市部を中心に、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法（調査書類の配付や調査票の回収）を地域の実情に応じて導入  
※調査員の事務の簡略化にもつながる

## 調査書類の配布

本来は、世帯の方と面接・説明の上、調査回答を依頼するとともに、調査書類を配布



説明はインターホン越しに短く行い、郵便受け等を使って、世帯と面接せずに調査書類を配布



## 調査票の回収

インターネット回答の積極的な活用を推進するとともに、インターネット回答が難しい場合は調査員と接触しない郵送提出を広報啓発活動を通じて依頼



できる限り調査員と世帯の接触を避けていただくよう広報啓発活動を展開

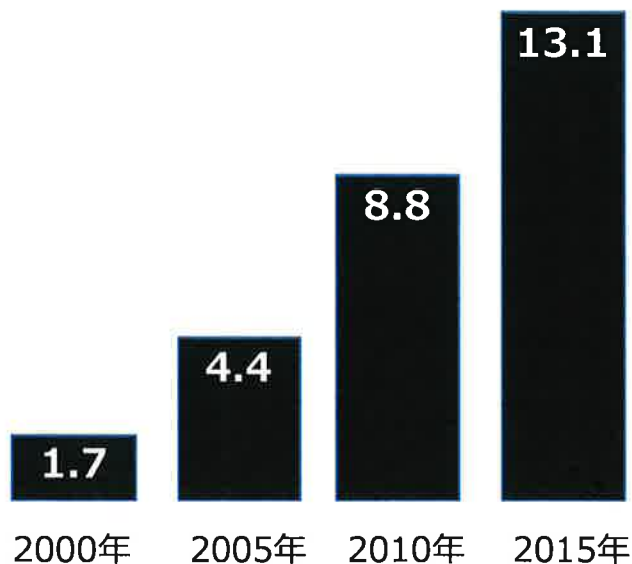




# 平成27年国勢調査 調査票回収状況



国勢調査の聞き取り率 (%) の推移



不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯を対象に、国勢調査令に基づき、調査員が「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」を近隣の者等から聞き取って調査を実施

※調査員の負担を増大させるとともに、集計結果に「不詳」(欠測値)を増やし、統計精度を低下させる要因

新型コロナウイルス感染防止のためにも、**調査員回収 (前回29.0%)** を できる限り皆無に近くなるように努力